



会 報

日 食 協

第55号 63. 4. 10 発行 日本加工食品卸協会 〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目5番11号(江戸ビル4階)
電話 東京03(241)6568・6569番 FAX ; 03-241-1469

目

次

新価格体系構築で具体的提案・「定率に加え定額導入」	2
◇メーカー各社へ実施協力を要望	2
◇新価格体系のご理解と実施についてのお願ひ	3
◇「新価格体系構築検討協議会」(関連活動)の概要	6
運営委員会	13
◇「異業種業界団体連絡会」を開催	14
◇割戻金即引込説明会を開催	19
酒販組合中央会がコード採用	19
◇酒類食品全国コードセンター・全国組織化成る	20
情報システム化委員会	22
◇ネットワーク検討会	22
◇情報システム活動で記者会見	22
◇情報システムセミナーの企画打合せ	22
◇情報化標準モデル策定調査・委託事業報告書まとまる	22
支部ニュース	23
◇物流コスト低減化に取り組む(関東支部)	23
◇共同配送委員会	24
◇賛助会員と初の合同懇談会(北海道支部)	24
缶詰ブランドオーナー会	25
◇缶供給量1千万缶突破・野菜部会で情報交換	25
◇品質規格部会・品質クレーム実態・蜜柑工組との懇談会	26
みかん缶 JAS受検・果実缶瓶詰専門委員会・食用植物油脂の JAS告示	28
関係団体報知	28
◇月刊「農業観測と情報」発刊	29

新価格体系構築で具体的提案

定率に加え定額導入

メーカー各社へ実施協力を要望

食品卸業界最大のテーマとされてきた新価格体系の構築問題に関しては61年10月17日國分会長名をもって主要メーカーに対し「新価格体系の確立につきご協力をお願い」と題し、新しい流通時代に適合した新価格体系の構築を提言して以来、メーカーもこの問題を真剣にうけとめ、同年12月23日には、食品取引改善協議会を窓口としメーカー代表8社、卸代表4社の構成により「新価格体系構築検討協議会」を設置し新価格体系の具体的検討を重ねてきた。

この協議検討段階において卸内部としては、東京都食品卸同業会をはじめとする連絡機関の「食品卸団体連絡協議会」での合意等を図るとともに賛助会員世話人会での意見交換等、多角的活動を推進した。

特にこの問題に関し主軸となって話し合いを進めてきた検討協議会では新価格の体系構築のための具体的提案についてメーカー、卸のそれぞれの立場で卒直な意見交換が行われ、第11回目の協議を重ねてきた段階で価格体系の新しいポイントともなるべき案が大筋において絞り込まれた。

すなわち、その具体的提案として、このたびはじめて披露されることとなった内容は、別項の如く、「定率に加え定額の導入」である。

日食協では、この具体的提案に関し、3月31日付理発第266号で会長名をもって「新価格体系のご理解と実施についてのお願い」と題し、このほど種々の作業手順等を経て有力メーカー各社に宛て要望書を送付した。

なお、このたび提案された「定率に加えて定額の導入」に関しては定番商品についてのご協力が強く望まれるところであるが、抜本的対応としてまず、新製品を発売される時、価格を変更されるとき、リベートを変更される時等、それらの機会に実施ご協力を願うよう呼びかけすることになった。

この新提案の導入実現に当たっては卸業界全体の強い結束と基本姿勢が併せ確立されなければならないところとなっていることは申すまでもない。

以下、要望書の全文と要望書とりまとめまでの経緯のあらましを掲げることとしたい。

新価格体系のご理解と実施についてのお願い

拝啓 早春の砌り貴社におかれましてはますますご隆昌にてお慶び申し上げます。

常日頃より弊協会に対し、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、加工食品業界の重要課題とされて参りました「新価格体系の構築」につきましては、昭和61年10月17日付理発第232号にて各メーカー様ならびにそのご所属団体宛に「新価格体系の確立につきご協力をお願い」と題し、新しい時代に相応しい新価格体系の確立をご提起申しあげたところでございますが、その主意に前向きにお応えいただき、賛助会員世話人会各社のご協力のもとに昭和61年12月23日、「新価格体系構築検討協議会」を設置し、以来11回に亙りメーカー・卸間の念入りな協議を重ねて参りました。

また、その間、卸同業5団体との「食品卸団体連絡協議会」等の場を通じ、卸内部の協調化を図るとともに「賛助会員世話人会」において新価格体系構築に係る主旨、現状認識ならびに具体的提案内容等につきご理解を深めていただいたところでございます。

つきましては、食品流通業界における新しい変革期の到来に即応した新価格体系につき卸業界の総意として別紙の通りご提案申し上げますので、その実施に向けメーカー各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

食品卸業界におきましては、持てる能力をさらに発揚し、秩序ある流通基盤を確立する責務のあることを自覚し、食品業界全体の健全な発展を期したいと乞い願っております。

新流通時代のただなかにある食品卸業界の現況をご賢察賜り、ご協力下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

「別 紙」

新価格体系構築に係わるお願い

1. 主 旨

近年、食品業界を取り巻く環境は生活者の価値観の多様化が進むなかで、経済の成熟化と情報化が同時に進み、生販三層ともその対応の具現が急務となっております。

ことに、情報ネットワークの進展、小売業態の多様化、システム化、生産者のチャンネル政策、商品政策など環境変化への対応は、卸売業の位置づけ、機能そのものが大きく変化し、その結果として、大幅な経費増をもたらし、卸売業の経営基盤そのものを揺るがして

いると言っても過言ではありません。

このような環境の中で卸売業の使命は変化に対応し得る体質と体力を培い、求められている機能の構築が必須の条件であります。

しかし、現状の卸売業の機能と報酬の関係は過去の高度成長時代の体系の下にあり、かつ円高定着を背景とした要因が加わり卸売業の収益を著しく圧迫しているのが実情であります。

今後の流通基盤をより確かなものとするためにも生販相携えて新しい時代に対応した新価格体系・新手数料体系を確立することをご提案申し上げます。

もちろん、卸売業自身も反省し、改めて競争と協調の整合性を主体とした市場の安定化に向けての環境整備に真剣に取り組み、健全経営を志向すべきことはいうまでもありません。

2. 現状の認識

情報化と成熟化が同時に進み末端流通業界においても、その対応を図るために多種多様な取引形態が生じております。

(1) 卸売業と末端流通の取引について

- ① 多品種少量をベースとした取引系体の進展
- ② 高頻度、定時配送の恒常化とリードタイムの短縮化
- ③ 厳しい鮮度管理の定着化と返品増加
- ④ 新製品アイテムの急増とその対応
- ⑤ 情報システム化の進展に伴うデータ処理量の激増
- ⑥ 売場の活性化に伴う各種要望への対応
- ⑦ 多店舗展開と小売業態の多様化への対応

(2) 卸売業の機能について

卸売業の機能は時代とともに変化しております、重要な機能の部分について確認申し上げます。

※印は特に近年、より重要な機能部分と考えます。

「商 流 機 能」

- ① 販路開発と維持管理
- ② 商品の網羅的紹介
- ③ 販売促進
- ※④ 商品開発と品揃え
- ※⑤ 受発注業務のシステム化

- 「物流機能」 ※① 在庫管理（日付管理、鮮度管理等）
 - ※② 集荷、小分け、定時配送
 - ※③ 欠品防止
 - ④ 返品処理
- 「資金流機能」 ※① 与信管理と危険負担
 - ② 金融
 - ③ 資金立替
- 「情報流機能」 ① 商品情報、売場情報、消費者ニーズの収集伝達
 - ② 業界情報
 - ※③ メーカー・販売店間の調整
 - ④ 実績情報
- 「経営管理指導機能」 ※① 企業経営の健全化への支援指導・合理化、効率化
 - ・情報システム化
- 「ネットワーク機能」 ※① 各機能の総合化

3. 具体的提案

新しい価格体系の構築に関し次の通りご提案申し上げます。

〔定率に加えて定額の導入〕

従来、価格体系および手数料体系は高度経済成長時代において、その経営環境は量的拡大と商品価格の上昇とが相乗して定率によっても収益の増加が図られ諸費用の増加を賄うことができました。

しかし、現在の卸売業の経営環境は、量的消費の停滞と商品価格の引き下げ等により現価格体系および手数料体系では収益の減少が著しく、反面、消費者ニーズの変化・多様化に伴う末端流通の構造変革が卸機能の変化を促し、経営コストの増加は自からの努力の合理化・効率化では抗しきれない状況にあり、ましてや、従来の価格体系および手数料体系では物流コストさえまかなえぬ状況にあります。

つきましては、今後の価格体系および手数料体系は、機能別体系とし、

- (1) 卸売業の諸機能のなかで定量的に測定が可能であり、不遍妥当と理解される物流機能部分については定額の導入を図っていただきたい。
- (2) その他の諸機能については定額にプラスして定率を含めて改善を図っていただきたい。

その他の機能とは前述の通り

「商流機能」「資金流機能」「情報流機能」「経営管理指導機能」「ネットワーク機能」であります。

上記、具体的な提案について卸売業の現況をご賢察賜り、よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

「新価格体系構築検討協議会」 (関連活動)の概要

議会の設置を決める。

「新価格体系構築検討協議会」のメンバー

＜設置前の関連活動等＞

61年8月6日 運営委員会にて円高に伴う商品値下げと関連し新価格体系構築につき推進活動を提案。

61年9月16日 (卸同業5団体「マージン増幅について」要望書を発信)

61年9月26日 第8回正副会長会議で新価格体系構築活動の推進を固める。

61年10月15日 運営・商品合同委員会で要望書を取りまとめる。

61年10月17日 「新価格体系の確立につきご協力のお願ひ」要望書を賛助会員115社、メーカー団体28団体へ送付。

61年11月17日 第8回賛助会員世話人会で新価格体系構築に係る提言に関し、運営・商品両委員長より流通業界の現況と取引の実態、さらには円高による商品価格値下げが卸業界に及ぼしている実情等を報告。各世話人からメーカー企業の立場で考え方、問題点などについて発言あり、いずれも業界の健全化経営のための重要な課題と受けとめられ、「新価格体系構築検討協議会」の設置に前向きに協力参加する姿勢が示された。

61年11月25日 理事会において食品取引改善委員会の下部組織として「新価格体系構築検討協

メーカー側 8社		
味の素(株)	東京支店次長 営業企画担当	岡部 有治氏
カゴメ(株)	営業部営業課長	蟹江 修氏
キューピー(株)	営業管理部長	境 直晴氏
日清製油(株)	食品営業本部 営業企画部長	堀口 晶康氏
日清フーズ(株) (日清製粉)	取締役第一営業部長	森泉 定男氏
日本水産(株)	食品第一部長	山田 昌宏氏
ネスル(株)	営業本部特販部長	福谷 純一氏
ハウス食品工業(株)	営業統括室課長	津田 副武氏
卸側 4社		
国分(株)	東京第一支店 副支店長	江口 競一氏
明治屋(株)	食品営業本部 商品部課長	大竹一太郎氏
松下鈴木(株)	東京支社商品部長	前田 武男氏
菱食(株)	取締役管理本部長補佐	市ノ瀬竹久氏

新価格体系構築検討協議会

【第1回】61年12月23日；日食協会議室。運営・商品両委員長出席。

新価格体系構築検討協議会設置の主旨および経緯を説明。

従来、高度成長経済のマスプロ時代から少量多品種となり、得意先より発注の小口化・値付け・定時配送等の要望が強まり、中間流通の卸売業は苦しい立場にある。さらに本年夏先よりの油脂相場の下落に伴う商品値下げおよび円高によるデフレ傾向が顕著となり、このままの価格体系、マージン体系では物流経費さえ賄えない状況にある。

この第1回協議会の主な話合いの内容としては、まず、メーカーとして卸口銭のなかで果すべき作業内容を明確にするとともに、機能別(物流・商流・情報流等)評価と卸売業の構造的変革に対する価格体応を認識することを重点に話合う。

メーカー側も卸売業の収益が悪化していることは認めるが、どのようにすれば卸のマージンを維持することが可能か、また経費の標準値は具体的に出来るのかどうか。もし価格体系を新しくとり入れて小売業に対して正常取引が出来るのかどうかなどの課題についても話合う。

メーカーとしても流通変革は認めているところであり、卸売業と共存共栄を図りたいとの意向が伺えた。

その他、今後のスケジュール運営について協議した。なお、協議会座長には榊明治屋の大竹一太郎氏が運営委員長より指名され、了承された。

【第2回】62年1月27日；日食協議室。商品委員長出席。

提案の主旨について「目的・テーマ・現状認識・手段」の4項目について意見交換し、全員の賛同を得る。

◆提案主旨

食品業界は近年生販三層にわたり大きな変革期に直面し、その的確な対応が急がれている。卸売業界の現況は多品種少量をベースとした販売体系の定着化、高頻度配送の恒常化、新製品アイテムの急増、情報システム化の進展に伴うデータ処理量の激増等々、いずれも従来型取引慣行の枠内では当てはまらない構造的変化の新しい流通時代を迎えている。

これらの変化に卸売業界の使命として、新流通取引に対応し得る体質を培い、本来の卸機能を果さねばならないが、昨今の商品価格の相次ぐ値下げは現在の価格体系及びマージンでは卸収益を著しく圧迫する要因ともなっている。

卸機能が果せる体制を作り、その対価を構築したい。

このような適正な卸収益が保全されることによって食品業界の健全化と円滑化をもたらし、ひいては食品産業の発展に繋がるものと確信し、生販相携えて新しい時代に即応した新しい価格体系を緊急かつ、抜本的に確立することが必要である。

◆主な意見

- ・卸側のメーカーに対する要望の明確化。
- ・対象範囲に関する共通認識が必要（その線引きを無視しては進められぬ問題。）
- ・新価格体系とは何か、その内容を具体的にし、マージン問題もその「体系」のなかに織り込むべきか。
- ・売上税のことについても検討が必要。
- ・小売業界に対しても考え方を述べる場が必要であろう。
- ・まず新製品から体系だてる方向が考えられる。
- ・数値表現はどうするか等。

・最終的には文書要望となろう。

以上のような話し合いで次回第3回検討協議会においては、メーカー・卸の機能分担を明確化することになり、下記につき双方で事務局に意見を寄せ、そのうえで話し合いすることを決める。

- ① メーカーが卸に期待する機能は何か
- ② メーカーの機能について
- ③ メーカー・卸がジョイントワークしている機能について

【第3回】62年2月；日食協会議室。運営委員長出席。

前回の話し合いでメーカーが卸売業に期待する卸機能についての考え方等を持ち寄り意見交換した。

◆機能区分

「商流」「物流」「情報流」「金融流」およびこれらの基本的機能にさらに「トータルサポート」機能を加え、従来型機能にない新しい機能に対する評価を探るべく、掘り下げた協議を行った。

なお、次回の協議会では卸売業の一方的な要望（圧力団体的な要望）とならないよう配慮し、第三者的な立場で学識経験者として東京経済大学教授の宮下正房先生にご協力願い、卸売業の現況とその新しい機能、価格体系等につきコーディネートしていただくこととする。

【第4回】62年3月10日；日食協会議室。運営委員長出席。

東京経済大学教授の宮下正房先生にご出席願い卸売業の現況と、協議会がテーマとして取り組んでいる新価格体系構築問題に関連する学識経験者の立場での基調講演を聴く。

◆講演の概要

現在の流通業界がおかれている環境からして、いつかは直面しなくてはならない大変重要なテーマに取り組まれていると感じる。この問題はすでに他業界においてもいまを契機と同様にして問題の検討に入っているとの話も聞いている。

小売機構の変化が進展しているなかで、従来の価格体系は商品がよく売れた高度成長時代を背景に形成されたものが、現在も引き続き存在している。このことが現在の低成長の時代に問題化してきた。量販店を中心として情報化が進展し、また日本のチェーンストアは機能を可能なだけ卸とメーカーに依存する経営体質がつかられ、近年さらにそれらの機能外部化が進みつつあり、その対応が迫られている。それに伴い当然費用は増大する。

生販三層の関係はおもて向きは極めて協調システマ的であるが、その裏側のシステムは小売価格から生産原価を差引いた部分の配分関係になっており、これとの問題をどう線引きするか。どこかが配分を多く取れば必然的に他方の配分が少なくなることから、卸売業としては正常取引からその妥協点を見出す必要がある。

加工食品卸業界で高率機能対応企業と低率機能対応企業の間では企業活動内容の格差が進んでおり、一律マージンを要求することは困難である。マージンとかりベートは卸機能に対する保証であり、代償である。

当面、短期的な提案をこの協議会で検討する方法も必要であるが、もっと長期的に各コスト分析の作業を進めて、メーカー、卸の両者のコストを掌握し調整したうえで、適正なマージンの構成を考える。

以上のお話を基調とし、この協議会では概念的な議論をするだけでなく、実証的な正当な数字を用意して協議する必要があるなどの活発な意見交換が行われた。

【第5回】62年4月14日；日食協会議室。商品委員長出席。

前回までの協議結果を踏まえて、新しい卸機能、すなわち「商流機能」「物流機能」「資金流機能」「情報流機能」「経営管理指導機能」「ネットワーク機能」の具体的内容について合意を図るとともに、現在の小売業との間での実勢価格等に関し意見交換した。

また、関東支部流通業務委員会調査の60年度物流コスト表を参考に実態、従価・従量率制の考え方、体系構築のための具体的問題等につき協議した。

※理事会報告：62年4月24日 ルビーホール
第5回「新価格体系構築検討協議会」までの経過と具体案等を報告。

※食品卸団体連絡協議会報告：62年5月12日
東京ステーションホテル
食品卸団体連絡協議会において検討協議会の活動状況ならびに今後の進め方等を報告、卸業界内部の合意を図る。

※10周年記念当日の定時総会報告：62年5月25日
ルビーホール
定時総会において活動状況を報告。

※卸4社による内部打合わせ：62年5月20日・6月6日
主旨・現状の認識・機能区分・具体的提案の従価率的方式、従量率的方式の導入と併用等の文書化に入る。

※運営・商品合同委員会報告：62年6月9日
経過報告ならびに原案説明。

【第6回】62年6月12日；日食協会議室。磯内運営・石本取引改善委員長出席。

石本委員長より「食品業界の情勢は従来と比べると様変わりしている。小分け・定時配送・データ量増加による物流経費、情報化の設備投資等商品利益率のみでは賄いきれなくなっている現況を十二分にご理解のうえ、応分のお願いをしたい。

しかし、卸売業自身も無益な過当競争による割戻金をはき出してまでの値引き取引行為や機能の安売りを反省する必要がある。」旨の挨拶があり、続いて磯内委員長より「この売れない時代にいまのままの低マージンでは今後必要とされる各種機能の充実が不可能となる。ここに提案している事柄自体が厳しいのではなく、卸の置かれている状況が厳しいことを理解して頂きたい。」旨、語られた。

この協議会では原案をメーカーにまず説明し、具体的提案の項目の内容のうちの最低保証方式、返品処理手数料、小分け配荷等々について意見交換した。

【第7回】62年7月10日；日食協会議室。商品・食品取引改善の両委員長出席。

前回の検討に続き、物流経費につき正価単価に対しての保証を定額として導入することなどを協議した。なお、基本的機能については定率を要望する方向では意見交換で合意が得られたものの、具体的な数字の表現に問題が残された。返品処理手数料にしても、あまりこの問題にこだわり、文案に明記されると取り方によっては返品を是認するがごとく受け取られる可能性も

あるとされ本文より削除する方向で検討した。

【第8回】62年8月4日；日食協会議室。運営委員長出席。

具体的な提案の部分について前回検討した内容で理解し易い表現に修正した文案を用意し検討に入る。

従価率的・従量率的方式の表現を定率（基本的機能）・定額（物流機能）に変更した。

正函配荷費と小分け費等については最低保証の表現を改め、費用の平準値（標準的な数値）とした。また返品処理手数料の正函、換算を削除した。

意見交換では本来、小売業がなすべき機能を卸売業に要請している状況にあり、その機能分の経費は小売業の負担すべきもので、それを受けた卸売業が納入価格に乗せて請求することが必要であり、日食協として明確にすべきだとの声もきかれた。

業界としては機能別手数料体系を要望することにあるが、商品価格決定がメーカー側によってなされている現状では卸としての意見は反映できないので、このような文書をもって新商品の発売等価格改訂時に、また、手数料制度の改訂時に卸の現状をご理解のうえ、勘案をお願いしたい。メーカー各社の事情がまちまちであり、その対応が異なることは止むを得ないと考えている等々活発な意見交換あり。

【第9回】62年8月25日；国分黒江屋ビル会議室。

食品取引改善委員長出席。

前回の検討を踏まえて、卸側で作成した最終文案を提出、検討した。

具体的な提案の文案より、すべての数字を削除し、参考資料としての取扱いにした。

メーカー・卸が運命共同体の間柄であり、卸の経営が成り立たないという点についてはメーカーとして何とか改善の道を検討することは当然であるが、取引きの正常化について卸業界に課せられた問題をまず解決しない限り、新価格体系が組まれても無駄になることを心配するとの発言あり。

9回にわたって種々検討討議を重ねてきたが、これを最終文案とし、8月28日に開催される賛助会員世話人会に提出することにつき合意を得た。

※賛助会員世話人会第9回：62年8月28日

ルビーホール

内容議題：「4.新価格体系構築検討協議会の協議結果について」石本食品取引改善委員長ならびに大竹座長より、経過説明と協議内容、文案の具体的な説明を行い、意見交換した。

◆ 討議の内容

- ・定額が良いか、定率が良いか、また正函単価の問題なども疑問である。小分けの問題についても日食協として防波堤になっていただきたい。

- ・買手市場とはいえ、あまり無理な要求になんでも応じることは卸の反省点である。

▽メーカーに価格決定権があるので、価格改訂時に卸の要望を加味していただきたい。

- ・卸間の価格の過当競争に歯止めをかけていただきたい。

- ・価格競争はすでに限度にきている。

- ・卸の申されることはよくわかる。よく検討して努力はするが、非常に難しい問題である。

卸が小売業の機能を発揮するなら、そのコストは小売業にも負担をしてもらおうよう努力し

て欲しい。

▽日食協としては内部で過当競争を少しでも自粛する方向で考えている。

・卸の協調の問題と小売業に対しどれだけの理解を深めていくかが今後の課題である。

▽今回の資料を持ち帰っていただき、本年末に開催されるこの会で結論がいただけるようお願いしたい。

なお、要望文案につき、そのまとめられた背景、主旨等に関しては協議会メンバー以外の企業への説明不足の面がうかがえるとして、次回はさらに協議会メンバー店以外の5社にも参加願い、説明の場を持つことになった。

※委員長連絡協議会：62年10月26日 日本橋精養軒

機内運営委員長・廣田商品委員長・石本食品取引改善委員長・大竹座長・北田専務で今後の「新価格体系」の作業展開について協議した。

結論としては、この最終文案の発信につき賛助会員世話人会メンバーに合意を得るよう努力する。

具体的には協議会をもう一度開催して理解を得るとともに、社内においても意見を聞く作業を併行して進める。また、世話人会メンバーで協議会メンバー以外の5社に対して主旨と経過を説明することを確認した。

※商品・運営委員会開催：62年11月10日 日食協会議室。

運営委員会において委員長連絡会議の協議結果について説明を行う。なお、卸の取引正常化については割戻金即引きに関連して日食

協会長名で会員に対し結束と自覚を呼びかける文書を作成し送付することを決める。（文案起草 廣田委員長）

【第10回】62年11月11日；日食協会議室

◆主な意見

▽要望文書のメーカー発送は同意願いたい。

・取引正常化（価格競争、機能競争の歯止め）の具体的な案を日食協として考えて欲しい。

・機能にはコストがかかることをもっと明確にすべきである。

・利益増が過当競争を増大することになっては意味がない。このことが解決されるならば、メーカーとしての対応は可能。

卸側よりの具体的な作業としては、日食協内部での取引正常化に対する会長書簡を考え会員に要請することをいま準備中であり、卸が現在そうした活動を推進中であることも理解していただきたい。実施時点については、すくなくとも価格改訂時等にこの卸の要望を反映していただきたい旨の話合いがあった。

この件については、次回の賛助会員世話人会で再度諮ることとなった。

※5社に対しての「新価格体系構築に関する説明会」：62年11月11日

この協議会の発足の経緯と背景を座長より説明、要望文案を朗読のうえ卸側より補足説明を行う。メーカー側は要望については理解するが、末端からの要望の歯止めは必要との意見があった。

また、現状認識の面では小売業側の鮮度管理は大いに問題がある。将来の卸機能についても返品に関しては在庫処分的なものの排除を強く要請すべきである。その他新価格体系が

実費プラスマージンとも受けとれるが、卸はアメリカのブローカーシステムを取り入れるのか等の意見があった。

卸の返品については今回の小売業の返品の自主規制を検討する中で考えたいとされ、ブローカーシステムについては物流機能部分の定額と基本的機能の定率のお願いとなる旨の説明がなされた。

案文中の返品については返品問題改善協議会で結論が出てから検討する方向で臨むことになり、日食協内部での異論が特になければ削除することにした。

これらの話合いにより、内容についての理解は得ることが出来たとうけとめられたものの、いずれにしても卸業界の具体的な体質改善がこの要望内容を実現することができるかどうかの鍵を握っているとされた。

※第10回賛助会員世話人会：62年12月17日

ルビーホール

協議会での検討内容の説明とその実施に向けての説明、理解を求めた。特にこの世話会では卸売業界の姿勢問題について、メーカーより指摘がなされ、文書送付について完全な了解を得るまでに至らなかったが、現状認識においては十分に理解を深めることが出来た。

※運営・商品委員会：63年2月1日

ルビーホール

日食協より新価格体系お願い文をメーカー各社へ送付することが再確認され座長にその旨の指示がなされた。

※卸内部4社打合せ会：63年2月24日

要望文につき具体的な数字を削除して最終書状をとりまとめる。

※卸内部4社打合せ会：63年3月9日

要望書の内容をさらに整備し、会長名もっての書状を作成する。

座長より改善委員長に今後の対応について提案；（63年3月11日）

【第11回】63年3月17日；日食協会議室。

検討協議会8社に5社を加え拡大協議会を開催し、修正された最終文案を提示。委員会委員が分担しての賛助会員店メンバーを訪問し、挨拶ならびに文書発信の件につきフリートーキングし合意を得る。

※改善委員長より運営委員長宛に今後の対応について提案ならびに最終文案を答申。（63年3月19日）

※委員長連絡会議：63年3月29日

委員が各メーカーを訪問するに当たり、その実施時期につき話合いがあり、①新製品の発売時②価格の変更時③リベートの変更時等とし、ご協力を願うことで意見の統一を図る。

※食品取引改善委員会：63年3月29日

3委員長出席のもとで要望書の発信、有力メーカー訪問等、最終的協議を行ない承認を得る。

なお、発信日は63年3月31日付けとし、主要賛助会員世話会メンバーを訪れ、挨拶のうえ4月5日～10日をメドに各賛助会員に対し「新価格体系のご理解と実施についてのお願い」の要望書を郵送することとなった。



日食協の活動現況を報告 ***新価格体系要望書等につき協議***

2月1日正午から鉄道会館ルビーホールにおいて運営委員会を開催し ①各委員会の現況報告並びにその活動推進に関する件 ②63年度の協会運営に関する件 ③その他につき協議した。

この委員会は副委員長の廣田 正氏が委員長を代行し進行役をつとめられた。

現況報告のうち、割戻金即引きについては、まず専務理事より、即引き実施の事務局連絡のあった企業名を報告、続いて廣田副委員長から「この即引きの実施は二つの局面があり、その一つは卸段階における金利の削減と未収等事務手続きの簡素化であり、円滑にこの即引化が進捗することを期待したい旨語られた。

また、返品問題については、日本百貨店協会および日本チェーンストア協会が設定した「返品に係る自主規制基準」の業界対応状況に関する報告と、このたび開催された異業種業界との連絡会のもよう等について報告。

情報システム化委員会活動に関する主な報告内容は下記の通り。

①62年度加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査事業に関する委員会とそのワーキンググループの活動状況と報告書とりまとめの検討事項のあ

らまし ②酒類食品全国コードセンターの組織化で、未発足地区であった東海北陸地区が2月中に名古屋コードセンターの全国コードセンターへの業務等正式移管により、名実ともに全国コードセンターが機動することになった旨を報告。③酒類食品全国コードセンターのシステムを酒類卸ならびに酒造9団体会員も採用することが決定、同センターへの参加申込が進められており、業界システム化に日食協も積極支援することを確認。④ネットワーク検討会で割戻金即引きの実施に伴い項番内容の検討を具体的に進めている等を報告。

この運営委員会での重点協議事項として新価格体系構築問題につき経過報告ならびに今後の進め方につき協議した。

協議の結果、これまで煮詰めてきた新価格体系の具体的提案は要望書としてメーカー各社宛郵送し実施に向けて協力願うことが話合われた。

また、賛助会員世話人会の13社に加え有力メーカー7社の計20社に対しては、直接委員会の正委員メンバーがそれぞれの代表者を訪問し、前向きな協力を仰ぐことになったが、それに先んじ第11回目の協議会をひらき要望書発信のための合意化を図ることになった。

なお、本年度は役員改選年度に当たっており、その具体的協議については次回の運営委員会に委ねられた。

委員長連絡会議

3月29日午前11時半から日本橋精養軒において本部の委員長連絡会議を開催した。

この委員長連絡会議では午後から開催される食

品取引改善委員会にさきだち、新価格体系構築に関する要望書についてその発信に当たっての要領手順ならびに今後のスケジュール化等を中心に話し合いがなされた。

また、3月31日をもって62事業年度が終了し、4月1日から新年度となるが、最終的な収支状況につき事務局より報告、新年度収支予算等を協議した。

その他新型間接税の導入について卸業界として基本的にどのような対応が望ましいかなどの意見交換が行われた。

食品取引改善委員会

3月29日午後1時半から日食協会会議室において

食品取引改善委員会を開催した。

この委員会における議題は新価格体系構築活動に関する中間報告並びに「新価格体系のご理解と実施についてのお願い」と題する要望書発信の件が中心とされていたが、別掲の通りの要望内容と今後の進め方等いずれも異議なく了承された。

これにより61年秋以来重点的に取組んできた新価格体系構築問題も担当委員会として一つの活動成果をもたらすことができたとうけとめられている。

しかし、委員会としてはこれからがむしろ本番との自覚がもたれており、さらに地道で着実な活動が続けられる。

異業種業界団体連絡会を開催

返品自主規制基準を中心に懇談

3月3日午後2時から日本橋精養軒において第2回目の「異業種業界団体連絡会」を開催した。(第1回目は61年1月16日に開催)

今回の連絡会は、昨秋設定された日本百貨店協会および日本チェーンストア協会の「返品に係る自主規制基準」についての情報交換が中心とされた。この日の出席者は次の通りである。

全国菓子卸商業組合連合会

理事長 島田 六郎 (株式会社サンエス取締役会長)

副理事長 小野 恵市 (株式会社シコクヤ取締役社長)

事務局長 松尾 英宗

全国石鹼洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会

副会長 大山 俊雄 (株式会社大山取締役社長)

専務理事 工藤 高市

日本加工食品卸協会

商品委員長	廣 田 正	(株式会社菱食取締役副社長)
運営委員長(代)	中 瀬 巧	(国分株式会社東京支店部長)
返品WG座長	市ノ瀬 竹 久	(株式会社菱食取締役)
専務理事	北 田 久 雄	

この第2回異業種業界団体連絡会での懇談のあらましを以下に追って見る。

☆ ☆ ☆

廣田委員長； 本日は、大変お忙しいところを異業種業界団体連絡会にご出席いただきお礼申しあげたい。かねがね小売業との取引問題について業界は異なるが、同じような問題をかかえ悩んでいる卸業界として横の連絡会を時折り持とうではないかということで、こういう連絡会が開かれることになった。ただいま専務理事が申しあげた通り、前回は61年1月16日に開催され情報交換したところである。その後あまりご報告を申しあげる機会がなく今日に至ったが、ご承知の通り返品問題については日本チェーンストア協会、日本百貨店協会においてそれぞれ自主規制基準を制定され、4月1日から実施という運びとなっている。

このような大きな問題を抱え、わたくしどもなりにこの2団体に対しお話し申しあげるよりも卸団体として十分な意見を交換し、場合によっては、ご一緒にこれらの問題に対処してはどうであろうかと言った方向を前回の日食協理事会でサジェストいただいたところである。

こうしたことから本日急拠お出まし願うことになったが、同時に、これに合わせて卸、小売の環境は大きく変わってきており、前向きにお話しをさせていただきたい。

市ノ瀬座長； 返品問題改善のための活動を進めてきた中で公取委から、小売の両団体に対し自主基準を設定するよう指導しているとの説明があり、その規制が出来あがったうえで取組むことになり、ある期間作業を中断していたが、昨年の秋に策定され、活動を再開する手筈となった。

この自主規制基準が設定されたことは、いままで何もなかったことから申しあげると一步前進であると受けとめられる。しかし、問題はその解釈であり、語句の裏を読みながらお互い主張し合うようでは前に進まない。自主規制の精神に則った両協会の対応に期待したい。と同時にメーカーの段階で姿勢を正す問題と、卸の段階で姿勢を正さなければならない問題もある。

この両協会の規制は、すべての業界を対象とした規制であり、大きな網が打たれたかたちになっている。

これを食品の立場で問題を拾って見ると、製造年月日、賞味期間の表示がしてあり、その賞味期間を過ぎたものの扱いをどうするか、個別の問題として、それを小売の責任とするのか、メーカーの責任とするのか等々が大きな問題となってくる。

特に鮮度管理については、メーカーの示す賞味期間と小売側との間に明らかなギャップがある。それをどう解決するのか、難しい問題と思う。

また、自主規制の枠外となるのかも知れないが事務手続きはどのようなかたちでされるのか。返品データの取り合いをどうするのか、返品を受渡し場所はどうかたちでやられるのか、毎日手続きするのか、1週間に1回とするのか等々返品の手続き上の具体的な点についても、いままでの延長線ではなく、新たに提案するという方向も必要であろう。

廣田委員長； 返品に関しては商品委員会傘下にWGを置き、そこで実務的な問題を詰めて本委員会に答申してもらっているが、現在、メーカー代表にも参加していただいて返品問題のすり合わせを行っており、これらの作業がまとめられたうえで、小売業者団体と話し合いを進める予定であった。ところが自主規制基準が設けられるということで、それまで待つことにし現在に至った次第である。

これからの作業としては、卸同志の横の連絡を取ることでも大事であり、例えば食品業界が、こういう問題は結構でございますと先行して申しあげたことが、逆に他の卸業界さんに、あとで迷惑をおかけするようなことになって困る。その意味で本日は卸業界間で意見交換し疎通を図ることに致したい。

北田専務理事； 日本チェーンストア協会では、基準書を傘下会員に配布したあと主要な都市を中心に説明会を開催中であり、この3月中には概ね終了することのこと。

規約上であるいは不都合なところが出てくるかも知れないが、その辺のことも確認しながら進めると同協会の事務局では語っておられた。

食品と雑貨は、関係業者も多く周知が行き届かない面もあると思うが、時間をかけながら取引の都度の話合いにより、この規約の定着化を図りたいとの説明である。

公取委の取引課とも連絡を取っておられ、不都合な点が出た場合はおたがいに話合うよう指導されているとのことである。

また、日本百貨店協会の事務局の話では、現在各店でそれぞれ対応中で、店の内部での考え方をまとめているので、近々納入業者側に対し“打診”に入るものと見ている。

同協会では、この自主規制を設けるに当たり1年半を要したとのことであるが、現在までにこの自主規制について会員店から問い合わせがよくあったのは“商品名”である。同事務局では食品関係ではあまり問題はないと思うが、衣料関係はその商品名を具体的にどうあらわすかが話題にされており、例えば“婦人服”とした場合に、種類も多く、そういう細かな商品名をどう扱うか、個々には書けないので、その辺が悩みとなっているとのこと。

また、食品は買取り仕入であるが、賞味期間の問題もあり、日持ちの点で5日とか1週間と経過したものを新しいものと入れかえられ、短時日に製品が取りかえとなり、そのような商品の返品処理をどうするか、厳密に攻められると資金づくりにも関係することになるが、委託とならざるを得ないとの表現もされておられた。

百貨店は実際面では委託が多いが、“売り地”と“買い取り”の場合、支払い方法が全く異なっており、返品まかりならぬとなると、買取り部分を絞らざるを得なくなる。従ってこのように極端

となるとトラブルがおこりがちになるので、ながい目で対応していくようにしたい。

しかし、団体として、この際この位のことは考えてくれといった面を吸いあげ、それをワンステップとしての話し合いとする方向が望まれるとの状況説明であった。

廣田委員長； いくつか問題点がある訳だが、一つには小売業が取り扱うすべての商品に適用する自主規制基準であるので、われわれの納入商品との適合性という問題が、商品によってはやややすいようなものがあると思われる。そういったものはもう少し個別に詰めて行かなければならない気がするのと、それからもう一つ、両協会以外の員外小売業はどうなるのか。この辺については次回、出来れば公取委にお出まし願って、いろいろご指導いただくようなことも考えてよいのではないかと思う。

島田理事長； 当会としては食べものであるということで日食協と共通しているが、いままで情報システムの活動に力を注いできたため、返品問題の対応は遅れていると申してよい。しかし、3月9日に取引改善委員会を開き、もろもろの問題を検討協議することになっている。

お手許に“返品についてのお願い”のチラシがあるが、これが出来あがるまでに10数回にわたって会合が持たれ、特に菓子のメーカーからはいろいろと注文がつけられた。しかし、われわれは主張すべきは主張し、3年がかりで出来あげたものである。

日本チェーンストア協会から公取委と訪れ、日食協と百貨店協会があとまわしになって申訳なかったが、公取委にこれを示したところ、この種のチラシ配布はさしつかえないとの指導があった。しかし、問題はだれが鈴をつけるかという点で議論があり、関係団体連名で進めることにし、30万枚を配布した。

小野副理事長； 配布されたのは殆んど一般小売店であり、大手小売店にはあまり届けられておらず、効果はあまりなかったように思う。しかし、やらないよりやった方がよいという感じはしている。

大山副会長； 当連合会は全国に50組合があり、会長には秋田県のフジ商会鈴木社長にお願いしているが、昭和50年に合併して出来た団体である。全国に副会長は10数名いるが、そのうち東京には3人の副会長がおり、私が代表的立場でお手伝いしている。

委員会活動としては、商流合理化委員会、情報システム委員会等がある。

返品と乱売は昔から、この業界では大きな問題とされてきているが、製造側の工業界は商品ごとに13団体もあるにも拘らず、全く横の連絡が取れず全卸連が仲介している状況である。

返品に関しては、そういうような状況のため全卸連がメーカーに働きかけ協力を得るようにしているが、例えば殺虫剤は季節商品であるため返品は止むなしとされており、ティッシュペーパーなどは返品問題はあまり発生していないのでその工業界は返品には関心がない。また、洗剤には返品が殆んどないが、日用石鹼は贈答期が過ぎると相当量の返品があるといったように二面性をもっている業界である。

当業界も昨年チラシをつくり配布したが、量販店、百貨店のだれ宛に郵送するかが問題にされ、

結局、社長宛としたもののその効果については不明である。

このたび自主規制規約が設けられたので、この際もう1回われわれとして取り組もうではないかと過日の全国正副会長会議で話し合ったところである。

それからさきほど廣田さんから話のあったこの2団体以外のローカルスーパーが、このことを全く知らない状況にあり、これをどうするかが議論され、昨日、大阪のあけぼの物産の副会長と工藤専務理事が、公取委の黒田取引課長と吉田係長に面会しアプローチしたところ、百貨店・チェーンストア両協会以外も主な小売団体が6団体あり、これらの団体に対し公取委として2団体の自主規制基準を参考として同封し、通達することにしたいとの約束をしていただいたのでご報告申し上げる。

当業界では、またメーカーが新製品を次から次へと売り出し、特に春と秋には何千種類もの製品が出回る。しかもメーカーは廃番としないため増える一方で、わたくしどもでそれを廃番にするとそれがまた返品としてハネ返ってくる。本当に困ったことであり、小売側をせめられない問題も現実にある。

工藤専務理事； 「昨日、話題とされた点を申しあげると、チラシの中の5項目のうちで、⑥の値札を貼った商品、開函した商品ならびに端数商品は困るということであり、そういうかたちで返品されると再販もできず、二重三重の手間がかかる。

この点について黒田課長もその通りだと言っておられ、そういう問題を具体的に出して話し合えるよう、その時は応援しますよとも言っておられ、こころ強い感じで帰ってきたが、問題は項目を並べるよりも何から手がけるかであろう。」

廣田委員長； おっしゃる通りで、最も極端なものから是正していただくことである。それに関連してお伺いしたいが、日用雑貨で返品された商品は、メーカーに返すことはできるのかどうか。

大山副会長； 全部メーカーへ返している。

廣田委員長； そうすると返品のために要した手間の損失ということであろうか。

大山副会長； そういうことになる。以前はあまり返品はなかったのだが、最近は本当に返品が増えてきて全体売上げの10%位に達している。生データで2月の1カ月間を見ると某量販店で9.数%に達しており、販売の用をなさず在庫が増える一方で誠に困っている。

小野副理事長； 菓子業界の返品率は2.3～2.5%といったところである。

島田理事長； それもシーズンにより相当異なる。

廣田委員長； 小分け化が進んでいるが、小分けするのは、返品がないことを前提として小分けしているのであって、そういう極端なものから、絶対に返品しない方向にしていくなさるべきではないかと思う。

中瀬部長； 返品された商品を倉庫で仕分けして、それをメーカーに返すと簡単にはいわれるが、メーカーは引き取りに來ないケースが多く、結局行って返っての運賃がかかることになる。そのための運賃は相当の額になる。まったくそれは運送業者を利するだけである。こういう点についても問題

提起すべきではないかと思う。

それからもう一つ申しあげると返品は困る。そのかわり返品しないで0.1となるのか0.08となるのか判らないが、返品されるという仮定のもとに金銭で処理するという方法が考えられないものだろうか。

☆

☆

☆

以上、連絡会の相当部分を割愛編集したが、食品の賞味期間、化粧品の有効期間等意見交換したほか、売上げの現況などを任意懇談し実りある場を持つことができた。

割戻金即引化説明会

メーカー多数が参加

去る1月26日午前10時半から日本橋茅場町の東京証券会館において「割戻金即引化実施に係る説明会」を開催した。

この説明会には賛助会員のメーカー50名が出席され、即引き実施に向けての関心度の高さがうかがえた。

まず、即引化の窓口委員会として活動してきた商品委員会の委員長廣田 正氏が挨拶に立ち、冒頭、食品産業界ならびに流通業界が当面している

現況と課題等につき基調講演されたあと、割戻金即引きを実施するに至るまでの経緯とその背景および主旨等について具体的説明をまじえての挨拶があった。

続いて割戻金即引化協議会の座長である市ノ瀬竹久氏より即引きの仕組み等実務面での報告説明、がなされた。

さらに質疑応答が2～3あったあと終りに臨み磯内運営委員長より、この説明会でご理解を一層深められるとともに、その実施にご協力いただいていることに対し深甚なる謝意が述べられた。

酒販中央会がコード採用

コードセンター組織一段と充実

酒類と食品の業界間において名実ともに情報システムのドッキング化が具現されることになった。

昭和60年5月25日に設立された「酒類食品全国コードセンター」の組織化に支援活動を続けてきた日食協では、情報システム化委員会内に置かれているネットワーク検討会が中心となり業界全体のシステム充実化のため多角的活動を展開してきたが、このたび全国卸売酒販組合中央会の統一取引先コード採用が正式決定したことにより、同コードセンターの組織の充実強化は加速的な推進が図られることになった。

このたびの酒販組合中央会の採用決定を契機に日食協では同中央会との連繋により、酒類食品全国コードセンターへの支援活動をさらに積極的に進める体制が組まれた。中央会との連名文書は下記の通り。

昭和63年3月7日

各位 殿

日本加工食品卸協会
全国卸売酒販組合中央会

全国卸売酒販組合中央会の統一取引先コード、採用決定のお知らせ及び「酒類食品全国コードセンター」支援活動協力をお願い

拝啓、時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

平素は、当会の活動に何かとご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、当業界では各企業の事務合理化と業界全体の効率化のため、様々な活動を通じて業界標準化に取り組んできております。

その一環として、関係諸団体のご協力のもとに組織化された「酒類食品全国コードセンター」は、全国規模で利用できる取引先コードの統一化に早くから取り組み、60年設立以来今日まで、全国8地区コードセンターを設立・整備し酒類食品業界の業界統一取引先コードの維持・管理センターとして極めて重要な役割を果たしてきております。そして、同センターから提供をうける統一取引先コードはコード登録の充実（漢字化の促進）、利用企業の増大ともあいまって、昨今のますます盛んな企業間データ交換に必要不可欠なものとなっております。

そこで、すでに同センター設立以来、普及促進を行ってきた日本加工食品卸協会に加え、

この度全国卸売酒販組合中央会でも同センターの主旨に賛同し、統一取引コードの採用を正式に決定し、両会として同センターが管理する統一取引先コードの利用ならびにより一層の普及促進を積極的に図ることと致しました。

つきましては、貴社におかれましても、同センターの役割について充分ご検討頂き、是非ご参加賜り積極的に統一取引先コードをご活用頂けます様お願い申し上げます。

以上ご賢察の上、宜しくご支援ご協力の程お願い申し上げます。 敬 具

酒類食品全国コードセンター 全国組織化成的

酒類食品全国コードセンター（委員長店 キリンビール㈱）は、本年3月名古屋コードセンターの業務移管により全国組織が完成し、今後会員の拡大と統一取引先コードの普及活動を精力的に進めると発表した。

酒類食品業界では、昭和39年東京に統一取引先コードセンターが設立され、その後大阪、神奈川、名古屋、北海道等に設置されたが、地域や登録の範囲が広がらなかった。

昭和50年代後半に入って企業間情報交換システムの進展にともない、統一取引先コード化を重くみた日本加工食品卸協会（國分勤兵衛会長 國分㈱社長）や関係官庁の支援を受けた業界有志が、昭和60年5月、会員制による酒類食品全国コードセンターを設立、以来

各地に点在するコードセンターの移管と、組織のなかった地域へのコードセンター設置を呼びかけてきたもので、昨62年秋には全国卸売酒販組合中央会（江守堅太郎理事長 日本酒類販売㈱社長）のバックアップも受け、文字通り食品卸団体、酒類卸団体、関連メーカーの協調の結果、北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の地区コードセンターが組織されたことになり、今後の活動が期待される。

現在、コード管理数は26万件余が登録され、会員数も300社を越えており、コードセンター業務及び事務局は㈱野村総合研究所（本社長 水口弘一氏）に委託されている。

酒類食品全国コードセンター
〒160 東京都新宿区四谷4-28
㈱野村総合研究所
システム総合センター別館内

事務局

㈱野村総合研究所
流通システム本部
流通VANシステム部
栃沢 正樹
TEL 03-350-6808

地区コードセンター事務局一覧

北海道コードセンター

札幌市中央区北三条西1-1-1
株式会社 野村総合研究所内
電話 011(231)7031
FAX 011(251)5278

東北コードセンター

仙台市中央2-10-30 仙台明芳ビル5F
株式会社 野村総合研究所内

電話 022(263)7101
FAX 022(263)7103

関東コードセンター

東京都新宿区四谷4-29
株式会社 野村総合研究所内
電話 03(356)5564
FAX 03(352)2477

東海北陸コードセンター

名古屋市中区錦2-19-6
株式会社 野村総合研究所内
電話 052(203)4594
FAX 052(203)4594

近畿コードセンター

大阪市東区安土町2-61
株式会社 野村総合研究所内
電話 06(266)9154
FAX 06(266)9246

中国コードセンター

広島市中区立町2-23
株式会社 野村総合研究所内
電話 082(241)4501
FAX 082(248)0434

四国コードセンター

大阪市東区安土町2-61
株式会社 野村総合研究所内
電話 06(266)9154
FAX 06(266)9246

九州沖縄コードセンター

福岡市中央区天神2-14-8
株式会社 野村総合研究所内
電話 092(761)8034
FAX 092(771)5393



ネットワーク検討会 主な活動の近況

ネットワーク検討会では、酒類食品業界のシステム化の促進強化とその調整整備活動等につき月例開催で検討してきた。ことしに入ってから主な活動は次の通りである。

1月28日（第17回）

- ①各分科会の活動について
- ②ファイネット申し入れ事項の懇談結果について
- ③東海地区コードセンターの組織化について

2月25日（第18回）

- ①F研検討事項の報告について
- ②ファイネット申し入れ事項の報告について
- ③農林水産省委託事業の報告について

3月24日（第19回）

- ①商品コードの検討について
- ②農林水産省委託事業報告書のポイント説明

情報システム活動で記者会見

3月24日午後1時から日食協の情報システム関係活動状況について日本経済新聞記者の取材に応じ、ネットワーク検討会の座長をはじめ代表4名により会議室において記者会見し、主として下記の内容につき説明懇談がなされた。

- ①情報システム化委員会の組織、ネットワーク検討会の構成、活動状況について
- ②受発注システム分科会、出荷案内システム分

科会、販売実績分科会の活動について

- ③システム化活動の経緯等。

「情報システムセミナー」 開催企画で打合せ

3月24日午後4時から日食協会議室において、前年度に引き続いて63年度の「情報システムセミナー」の開催企画につき、ネットワーク検討会の代表者5名により打合会をひらいた。

打合せの結果、前年度同様、開催地は東京および大阪の2地区を予定したいとされ、開催時期については本年は7月中に西日本地区、8月中を東日本地区が案として挙げられた。なお具体的企画については4月19日に改めて検討することになった。

情報化標準モデル策定調査 委託事業報告書まとまる

第2年度目の継続委託事業である加工食品卸売業情報化標準モデル策定調査委託事業の報告書がこのほどまとめられた。

この報告書は前年度の情報システム化の実態調査を踏まえ、物流効率化を図るためのシステムのモデルを策定することに焦点が置かれ、第1章から第4章および資料編の構成となっている。主な項目は下記の通り。

- 第1章 研究調査の課題
- 第2章 加工食品卸売業の物流効率化に関する調査
- 第3章 加工食品卸売業の物流効率化の課題と阻害要因
- 第4章 加工食品卸売業の物流効率化のあり方

資料編；加工食品卸売業の物流効率化事例

なお報告書をまとめるに当たっては昨秋のアンケート調査実施以来、2月24日の第3回委員会および3月度の第4回持回り委員会のほか、ワーキンググループ活動としては1月28日（第4回）、2月9日（第5回）、2月22日（第6回）および3月度2回の開催で意欲的に実態の分析活動等を進めてきた。

全国コードセンター 運営・部会活動

酒類食品全国コードセンターでは、別掲の通り全国卸売酒類組合中央会の統一取引先コードの採用決定、東海地区コードセンターへの地元センターの業務移管等により組織内容の実質拡大が図られることになったが、運営委員会、部会活動も下記のように意欲的に開催している。

＜運営委員会＞ ＜登録部会＞ ＜普及促進部会＞

1月27日	1月21日	1月25日
2月25日	2月23日	2月19日
3月28日	3月28日	3月14日

支部ニュース

物流コスト低減化に取り組む 関東支部が多角活動

関東支部では流通業務委員会が実務機関の中心となって多角的な活動を推進しているが、1月以降の主な委員会活動を挙げると次の通りである。

1月14日；活動年度の後半期を迎え63年度委員

会活動のスケジュール化につき協議し、特に卸業界で主要課題とされてきた物流コストの低減について調査、分析に取り組むことになり、またこれに併わせて加工食品の日付管理問題も今後の活動の一つに織り込むことになった。

その他返品問題に関し、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会がそれぞれ設定した「返品に係る自主規制基準」についてアンケート的に意見、問題点等を持ち寄り検討した。

その結果、①この自主規制基準の両協会内部会員への周知徹底を日食協本部の担掌委員会を通じ要請する。②内容的問題としてはまず不当な返品は受取らないという卸側の強い姿勢が望まれる。③両協会以外の他の小売業界への規制準用を商品委員会に連動し、公取委に働きかけたい等々を話合った。

2月16日；この日の委員会では、前回の協議に続き返品の自主規制基準の内容につき意見を出し合い、①返品期間が百貨店は4カ月以内、チェーンストアは6カ月以内とされているが、食品は他の商品と異なり速かな処理を要望したい。②契約内容等が現場担当者のいる末端まで周知徹底されるよう要請する。③返品コストの数値を明らかにし、現状認識を深めるよう働きかけ返品の是正を促したいなどを返品問題改善協議会に提言することとなった。

物流コスト低減化への取り組みについては、その大筋がとりまとめられ、まず共同視点としては次のことが項目に選び出された。

(1)配送費；ソフトの面での効率化を探る。そのためには第一段階として現状と問題点につき

検討を進める。

- (2)荷役費；人、倉庫仕様等につき掘り下げる。
- (3)保管費；立地条件等を研究する。
- (4)情報費；物流を軸としたソフト面、人の問題、さらには、いかに計画受注を推進するか、などを探ぐる。

もう一つのスケジュール化に挙げられている日付管理の具体的検討内容としては次の5項目を抽出した。

- (1) 仕入管理
- (2) 在庫管理
- (3) 賞味期間管理
- (4) 鮮度管理
- (5) 需要予測

以上をテーマ分担し現状と問題点を追求する。

3月18日；物流コスト低減、日付管理の具体的なスケジュール化につき協議し、月次活動が組まれた。

4月度は、物流コスト低減問題のうちの配送費につき費用内訳、オペレーションの具体例等の情報を持ち寄り低減化をいかにして図るかを検討する。

なお、日付管理、返品問題に関する委員会活動のほかに、「商品表示の統一化」も新たにテーマとして取りあげることになり、商品名とメーカーの伝票表記の商品名にかなり相違するものがあり、ピッキング上で混乱が往々にして発生しており、これらの実態を把み、改善に当たりたいとされた。

共同配送委員会で経 営実績など意見交換

都内ならびにその郊外百貨店への共同配送業務

活動は59年2月の実験開始、同年7月からの業務開始以来4年目を迎えているが、毎月関東支部の流通業務委員会と同日開催により共同配送委員会を開いてきた。

ことしに入ってから1月14日、2月16日、3月18日と3回開催し月次の配送状況等につき情報交換、意見交換を重ねてきた。

これまでの業務実態としては量的には増加傾向にあるものの、コスト的に南王運送側は厳しい状況に置かれているとされ、3月度の委員会では経営実績表をもとに意見交換した。

特に混載計算の方法、損益分岐点の見方、考え方などにつき話し合った。

賛助会員と初の合同懇談会 北海道支部

北海道支部（支部長杉野昭雄氏）では3月24日午後3時から北海道経済センター7階会議場において会員・賛助会員との合同懇談会を初の試みとして開催した。

この懇談会には本部から磯内善介運営委員長および北田専務理事が出席し、総勢60名にのぼる合同懇談会となり盛況だった。

定刻、支部事務局の米川李吉氏が開会を告げられ、続いて杉野昭雄氏より進行役を兼ねての支部長挨拶のなかで、いま卸売業界が置かれている状況と本部が重点活動として進めている割戻金即引きの実施、返品問題ならびに新価格体系の構築につき、支部としての的確な状況把握を図るとともに賛助会員との協調体制で業界の健全化に資すればとの主旨により、合同懇談会の開催の運びとなった旨はなされたあと、磯内運営委員長より本部按

捗があった。

特にその挨拶のなかで割戻金の即引きと返品問題ならびに新価格体系の構築について触られ、これらの活動推進に当たっては賛助会員各位のご理解とご協力を得たい旨述べられた。

また、北田専務理事からは各委員会のワーキンググループ活動等を中心に本部の活動現況を報告。

さらに同支部ワーキンググループ代表による活動状況報告、メーカーを代表して味の素株式会社札幌支店長原田睦夫氏の食品業界の現況と今後の課題等の特別講演など充実した合同懇話会となった。なお、終了後なごやかに懇親会も開かれた。



缶詰ブランドオーナー会

缶供給量 1 千万缶突破

蔬菜部会で情報交換

2月17日、午前11時から午後2時まで、日食協

国内産需給の推移（63. 2. 17調べ 63. 3. 31 現在推定）

年度	当年生産量	前年より キャリオーバー	当年供給量	当年消費量	次年への キャリオーバー
53年	340 万缶	50 万缶	390 万缶	390 万缶	- 万缶
54	400	-	400	330	70
55	430	70	500	360	140
56	350	140	490	410	80
57	350	80	430	400	30
58	420	30	450	400	50
59	380	50	430	380	50
60	420	50	470	380	90
61	370	90	460	400	60
62	314	60	374	334 ~ 344	30 ~ 40

会議室において蔬菜部会を開催し、缶詰の需給見通し、国内生産見通し、輸入状況、缶産業界における今後の課題等を中心に情報交換した。

また、3月17日愛媛県県民文化会館（松山市道後町）で開催の第39回缶詰全国大会に臨むに当たり、62年度缶詰の経過報告ならびに63年度の見通し等で具体的検討を行った。

蔬菜部会終了後、正副部会長は社団法人缶詰協会に場所を移り、午後2時半から日缶協側缶詰部会メンバー代表と会い、缶詰全国大会のとり進め方等について懇談した。

なお、蔬菜部会がとりまとめた大会提出資料の「62年度缶詰の経過報告並びに63年度の見通し」のうち掌握された供給量、需要量、在庫状況は下記の通りで、特に中国産孟宗竹の輸入量急増により、当年供給量は1,000万缶を突破する最大供給量となった。

62年度国内産、台湾産、タイ産、中国産を主体としたグローバルな需給の推移

(63. 2. 17 調べ 63. 3. 31 現在推定)

国別	当年生産量 (輸入量)	前年より キャリオーバー	当年供給量	当年消費量	次年への キャリオーバー
国内産	314 万缶	60 万缶	374 万缶	334~344万缶	30~40 万缶
台湾	156	—	156	146	10
タイ	153	—	153	123	30
中国	355 (300)	— —	355 (300)	275 (220)	80
合計	978 万缶 (923 万缶)	60 万缶	1,038 万缶 (983 万缶)	878~888万缶 (823~833万缶)	150~160万缶

食品添加物表示等を協議

品質規格部会・品質対策委員会

2月24日午前10時から日食協会議室において品質規格部会と品質対策委員会との合同により、①食品衛生法ならびにJASの食品添加物表示 ②果実缶詰のJAS改正 ③公正競争規約の施行規則等の見直し ④62年度クレーム実態の結果報告等について協議した。

食品添加物表示の動向に関しては62年度法改正の方向で作業が進められ2月9日には厚生省食品衛生調査会（添加物、食品規格、乳肉水産食品の合同部会）で審議され、続いて2月24日常任委員会で最終結果が出される運びであるが、ガット提示手続き等があり、品質規格部会としては今後の動きを速やかに把握するよう努めることになった。

特に告示後の猶予期間については流通段階はその成行きを注目しているところであり、現在缶詰業界にあっては3年間を要望しているが、行政筋では法規にそぐわないとの見方をされている面もうかがえる。CBOの立場としては猶予期間の規定いかにかわらず、流通には及ばない措置が講ぜられるよう関係団体と呼応し働きかける。

果実缶詰のJAS一部改正に関しては、従来果実缶詰の内容量が缶型別規定されていたものが定率方式に変更されること、着色料のうち赤色104号のほか、くちなし、うこん色素の使用が認められることになった旨の報告等がなされた。

なお、品質規格部会ならびに品質対策委員会で、部会長として長年中心的立場で協力いただいていた㈱サンヨー堂の植田 収氏が、このたび同社の常任監査役に就任することになり、後任には同社の常務取締役缶詰部長の森木國雄氏が担当されることになり、両氏からそれぞれ就退任の挨拶があった。

62年度品質クレーム実態

品質対策委員会が中心となり、実態調査した62年度（1月～12月）の缶詰品質クレーム集計結果は次の通りであり、久しぶりに前年比減の発生数となり、クレーム防止活動の効果がようやく現われてきたと受けとめられている。（カッコ前年）

果実類	384件	(565件)
蔬菜類	110 "	(122 ")
食肉類	96 "	(99 ")
水産類	62 "	(45 ")

ジャム類	203件	(261件)
スープ類	38 "	(36 "
ジュース類	19 "	(24 "
びん詰類	34 "	(41 "
ベビーフード類	18 "	(22 "
調理類	10 "	(14 "
飯類	3 "	(3 "
計	977件	(1,232件)

くり瓶詰研究会を開催

3月10日、くり瓶詰研究会を日食協会議室において開催した。

くり瓶詰の研究会は今回初の試みとして開かれたが、最近、瓶型の多様化傾向にあり、内容量にバラつきのおそれがあるとの観点から実施したものの。

午前中、財団法人缶詰検査協会のJAS検査にもとづき公正な審査がなされ、午後1時半から一般公開した。

審査結果は次の通りである。

検査結果

総合結果（外国品2点含む）

	品位		量目		糖度		総合	
	合	不	合	不	合	不	合	不
総数	48	3	43	8	49	2	39	12

JAS・非JAS別結果

	曇数	合	不
J A S	4	4	0
非 J A S	47	35	12
計	51	39	12

平均点分布

平均点	曇数	比率
5.00	1	2.0
4.75	17	33.3
4.50	7	13.7
4.25	11	21.6
4.00	4	7.8
3.75	5	9.8
3.50	3	5.9
3.25	—	—
3.未満	3	5.9
計	51	100 %

蜜柑缶工組との懇談会 新物みかん缶で意見交換

2月18日東海朝日ビル28階東京ジョンブルで日本蜜柑缶詰工業組代表者と日食協の缶詰ブランドオーナー会果実部会代表とで新物みかん缶詰の作柄、生産見通しについて、前年度産の在庫状況ならびに現在市況、さらにはみかん缶詰をめぐる問題点等をめぐり意見交換した。

工組側の見方では、現在、原料集荷状況は悪化しつつあり、長崎地区にあっては2月20日ごろには終了となろうと見ており、歩留りも悪く、着業も遅れていたため減産必至。また愛媛においては仮払いK当たり15円が最終的には27円～30円が予想されるとの状況説明があった。しかし現在のところ、地区平均としては20～23円（下限はキロ18円）といったところであると言われる。

輸出向けは円高により全く不振の底に置かれているため、内販向けの増産に絡がるおそれがある

て創立20周年記念行事を盛大に催した。

この祝賀会での来賓祝辞には味の素株式会社取締役社長歌田勝弘氏が挨拶に立たれ、円高を背景とした国際経済動向と日本の食品業界が置かれている現状と今後の見通し等について語られ、特に企業としての自助努力を強調されるとともに、いま卸業界が進めつつある割戻金の即引きについては、春から味の素としても実施する方針であり、卸にとってもメーカーにとってもともに事務の合理化、経営の効率化の面において大いにプラスとなる旨述べられ、同時に卸業界として管理システムの強化につき卸サイドの自覚を促された。

長野県食品問屋連盟総会

長野県食品問屋連盟（会長仁科恵敏氏）では3月16日午後1時半から浅間温泉ホテル地本屋において第19回定時総会を開催した。

日食協は同連盟の顧問団体として北田専務理事が出席し日食協の重点活動につき報告挨拶した。

なお、「企業成功のための能力開発」と題し株式会社龍角散の藤井康男氏が講師として招かれ記念講演した。

月刊「農業観測と情報」発刊 農林水産省大臣官房調査課が編集

農林水産省大臣官房調査課では来る6月から月刊「農業観測と情報」を発刊する。

この発刊については調査課自らが編集し販売するもので、内外の食料・農業情報をタイムリーに関係者に提供するのがねらい。

【大臣官房調査課からのお知らせ】

このたび農林水産省大臣官房調査課の編集

協力による月刊「農業観測と情報」が6月から発行されることとなりました。

近年、海外からの食料品の輸入が増加するなど我が国の食品産業等を取り巻く環境は著しく変化してきております。

我が国の食品産業等が、このような環境変化に対応しつつ健全に発展していくためには、農産物の需給や価格に関する内外の動向を迅速、的確に把握し、これを事業活動に反映させていくことが従来にもまして重要になってきています。

農林水産省は、以上のような状況変化に対応して広範かつ機動的な情報の提供を行うため、従来実施してきた「農業観測」に必要な改善を加え、新たに月次情報を提供することとしたものです。

内容は、

- ① 個別農産物の需給、価格の見通し — 野菜、果実、生乳、肉類等について、季節に応じた生産、輸入、消費の動向を展望する
- ② 食品、外食等の動向解説 — 直近の各種食品の消費・輸入動向、食品工業・食品流通業の動向、外食産業の動向などを専門家が解説する
- ③ 内外経済、海外農産物需給の展望 — 食料・農業情勢のフレームワークとなる内外の経済情勢、物価・円高の動向、海外農産物需給等を展望する 等です。

同誌を担当する農林水産省大臣官房調査課では、「食品産業関係者、食料・農業情報に関心のある方々のニーズに応えるものにした」と幅広い利活用を期待しています。

なお、月刊誌「農業観測と情報」はB5版48頁、年間購読料7,800円(送料込み)、問い合わせ先：財農林統計協会、〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 電03-492-2987

「農業観測と情報」に経済動向研究会などの論点内容を要約編集

調査課では、近く発刊する「農業観測と情報」に経済動向研究会の論点要約もとりあげることにしている。

下記は去る3月25日の同研究会の一部要約部分である。

<内外経済>

● 為替相場(対ドル円レート)は、63年度上期は高値125円、安値135円とみられ、おおむね現状レベル(126~127円)で推移するとみられる。下期は、アメリカの景気いかんの展開となろう。最近年の高値と安値の開き具合をみると、85年26.8%(値幅63円)、86年30.1%(同50円)、87年25.8%(同37.35円)となっている。63年度は10円の値幅とみているところが多いが、110円を突破する可能性は否定できない。そうなれば、ドル不安の再燃→金利引下げ→輸出不振→企業の投資ダウン→不況となろう。

他方、145円に接近する円安という展開になると、円ベースの輸入物価の上昇→イン

<海外農産物需給>

● 当面の海外農産物需給—1987/88年度の小麦、飼料穀物は、減産が見込まれることから在庫率

は低下し、需給はやや改善の方向に向かいつつあるものの、在庫水準が依然高いことから当面過剰基調で推移するとみられる。一方、米については、昨年のアジア諸国の干ばつ等による減産により、1988年の世界の貿易量は大幅に減少する見込みであり、国際価格(タイ米の輸出価格)はこの1年間で約50%も上昇しているなどひっ迫傾向で推移している。また、大豆についても、消費の伸びが堅調なことから在庫水準はこの4年間で最も低い水準に落ち込むとみられ、需給は急速に改善しつつある。

- 今後の需給、価格に影響を及ぼす諸要因—今後、特に次の点に留意する必要がある。
 - アメリカの民間アナリストによれば、1988年の同国の主要穀物の作付面積は、昨年実績に比べ次のように見込まれている。

小麦	: わずかに減少
とうもろこし	: わずかに増加
ソルガム	: やや減少
大豆	: わずかに増加

なお、小麦及び飼料穀物農家のいわゆるデカップリング(0/92条項)への参加面積は、それぞれ約450万エーカー(作付基準面積の約5.4%)、約470万エーカー(作付基準面積の約4%)と見込まれている。

(注: 0/92条項とは、全く作付しなくとも(0%)、作付基準面積の92%に作付したものとみなして、不足払い相当額の92%が支給される。)



日食協